

参考 1 文京区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

26文都都第572号 平成27年3月26日区長決定

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定に必要な協議を行うため、文京区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 重点整備地区の選定に関する事。
- (2) バリアフリー基本構想の策定に関する事。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	
1	学識経験者	岩手県立大学 総合政策学部 教授	元田 良孝	
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦	
3	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	
4		文京区肢体障害者福祉協会	小西 慶一	
5		文京区内部疾患友の会	齊田 宗一	
6		文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	
7		文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	
8		文京区家族会	大門 勝	
9		文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子	
10		区民	高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会
11		商店街	文京区商店街連合会	野上 信吉
12		町会	文京区町会連合会	諸留 和夫
13		地域員	文京区民生委員児童委員協議会	下田 和恵
14	公募		神沼 敏裕	
15			八文字 嘉子	
16			井本 佐保里	
17			加藤 香織	
18	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	松本 敦
19		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 (平成27年7月15日まで) 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 (平成27年7月16日から)	池内 光介 谷崎 馨一
20	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	靱島 洋伸
21		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功
24		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良
25	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	高橋 勝久
26			大塚警察署 交通課長	藤山 一哉
27			本富士警察署 交通課長	恒吉 忠弘
28			駒込警察署 交通課長	永田 和美
29	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	亀山 勝
30			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長 (平成27年7月15日まで) 東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長 (平成27年7月16日から)	白石 隆一郎 生越 啓史
31		都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	和田 明
32		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光
33	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修	

参考3 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名
1	文京区企画政策部長	佐藤 正子
2	文京区福祉部長	藤田 恵子
3	文京区都市計画部長	中村 賢司
4	文京区土木部長	中島 均
5	文京区企画政策部企画課長	竹越 淳
6	文京区アカデミー推進部観光・国際担当課長 兼務 アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	熱田 直道
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸
8	文京区福祉部障害福祉課長	須藤 直子
9	文京区都市計画部都市計画課長	鶴沼 秀之
10	文京区土木部管理課長	小野 光幸

参考4 検討経緯

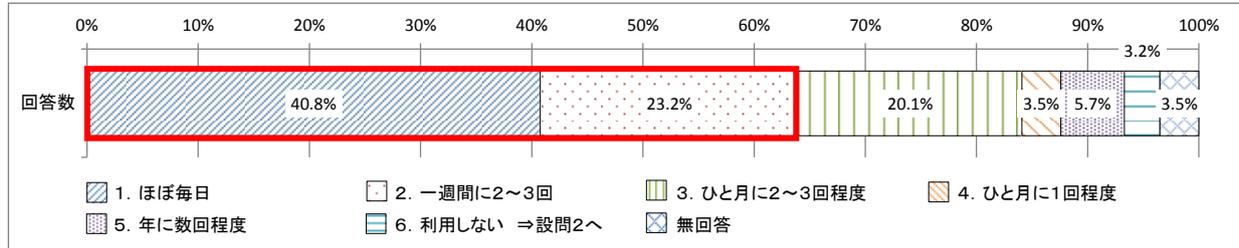
回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成27年5月29日(金)	(1) 文京区バリアフリー基本構想について (2) 策定にかかる基礎調査について(報告) (3) 検討に向けた活動・組織(案) (4) バリアフリー基本構想策定に向けた基本方針(案)
2	まち歩きワークショップ 平成27年7月15日(水)	・現地確認及び意見交換(参加者27名) テーマ: 鉄道駅周辺・道路・建築物・都市公園のバリアフリー
3	地域懇談会 平成27年7月27日(月)	・『文京区都市マスタープラン』に沿った5地区別に懇談(参加者46名)
4	第2回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成27年8月28日(金)	(1) まち歩きワークショップ・地域懇談会の実施報告 (2) 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路(案)について (3) 移動等円滑化に関する事項(案)について (4) 文京区バリアフリー基本構想の骨子(案)について
5	第3回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成27年11月9日(月)	(1) 文京区バリアフリー基本構想の素案について
6	心のバリアフリーワークショップ 平成27年11月15日(日)	(1) 地域懇談会の結果のパネル展示と意見募集 (2) 「心のバリアフリーの木」の作成 (3) 高齢者・障害者等の疑似体験
7	パブリックコメント 平成27年12月1日(火) ～12月31日(木)	・パブリックコメントの実施 ・区民説明会(3回)の実施
8	事業者説明会 平成27年12月21日(月)	(1) 文京区バリアフリー基本構想について (2) 施設設置管理者の取り組みについて (3) 障害者差別解消法について
9	第4回 文京区バリアフリー基本構想策定協議会 平成28年1月26日(火)	(1) パブリックコメントの結果について (2) 文京区バリアフリー基本構想(案)について

※各協議会前に庁内検討部会・庁内検討委員会を実施(検討内容は協議会と同様)

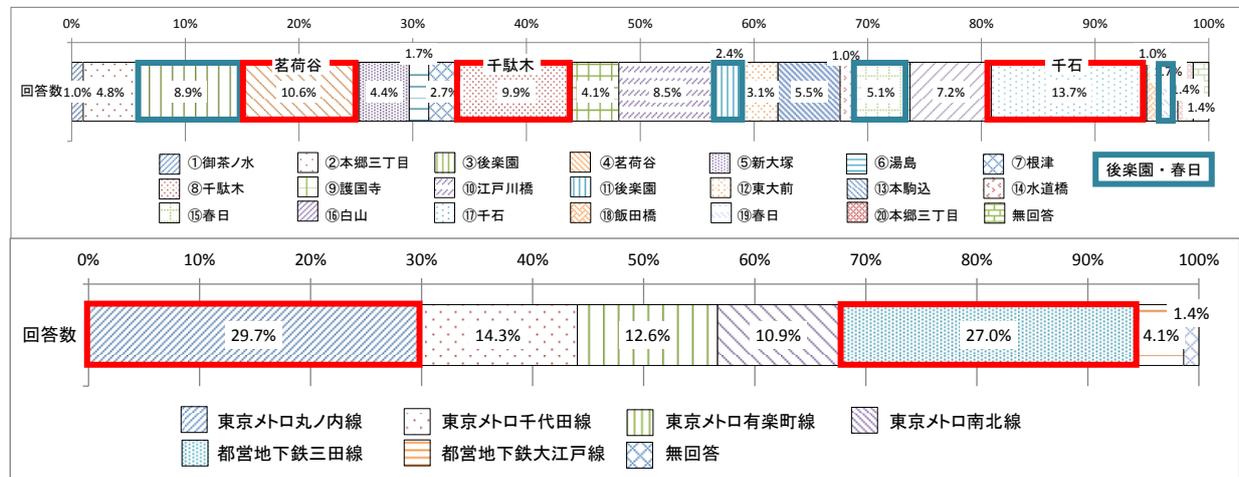
参考5 区民アンケート調査の結果（抜粋）

設問1 区内の【鉄道駅（地下鉄）】の状況について

1) 鉄道にはどのくらい乗りますか。 n=314

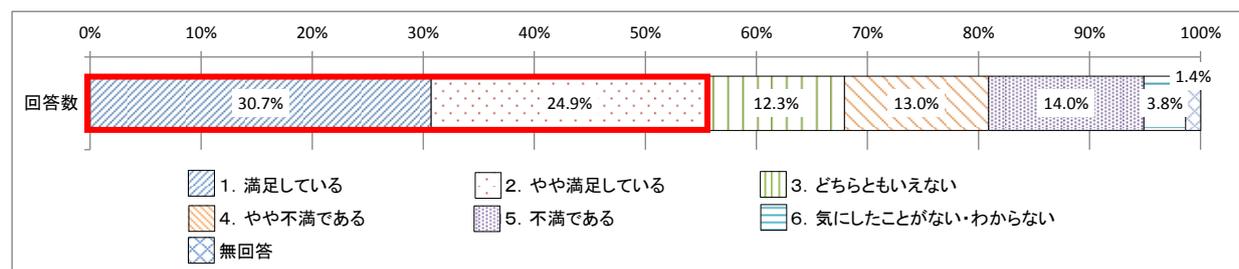


2) 区内で、もっともよく利用する駅はどこですか。 n=293（区外を回答の21を除く）



3) 2)で回答した駅の利用しやすさ、案内や乗換のわかりやすさなどについて満足していますか。

n=293

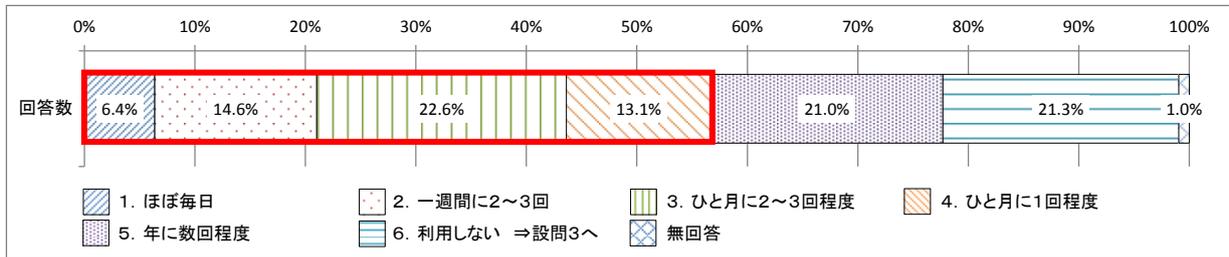


回答の傾向

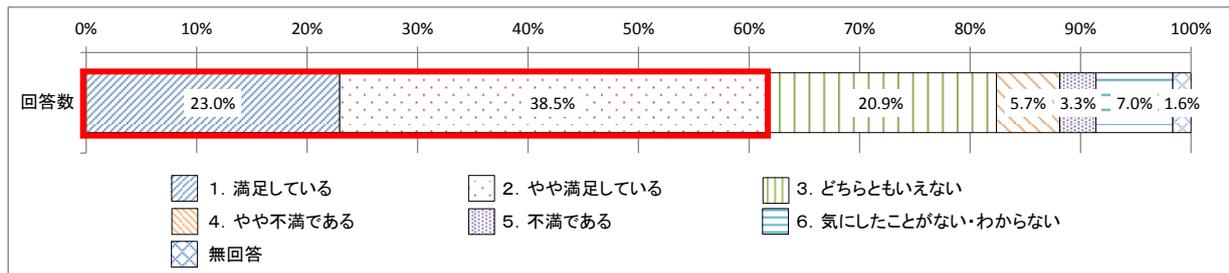
- 回答者の6割以上が週に2~3回程度以上と日常的に地下鉄を利用
- 後楽園・春日、千石、茗荷谷、千駄木駅の利用者が比較的多い。JR（区外）との乗換駅である御茶ノ水・水道橋・飯田橋で地下鉄を利用している人は比較的小さい。丸ノ内線と都営三田線の利用が多い。
- 回答者の半数以上が駅の利用しやすさ、わかりやすさに満足している。

設問2 区内を運行する【都営バス】の状況について

1) 都営バスにはどのくらい乗りますか。(1つだけに○) n=314



2) 都営バスの乗り降りのしやすさ、案内のわかりやすさなどについて満足していますか。n=244

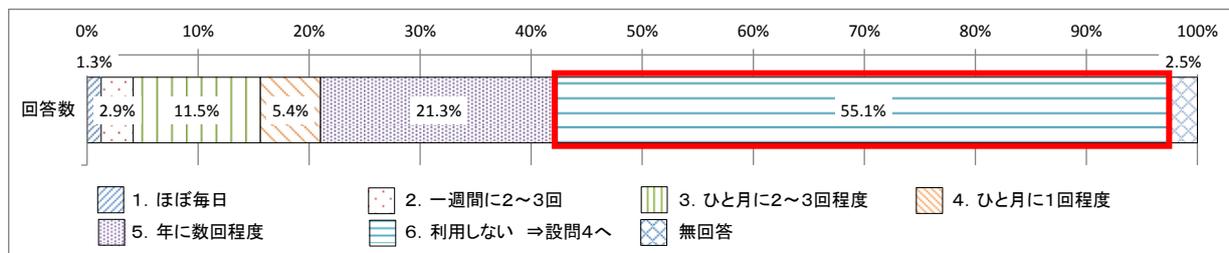


回答の傾向

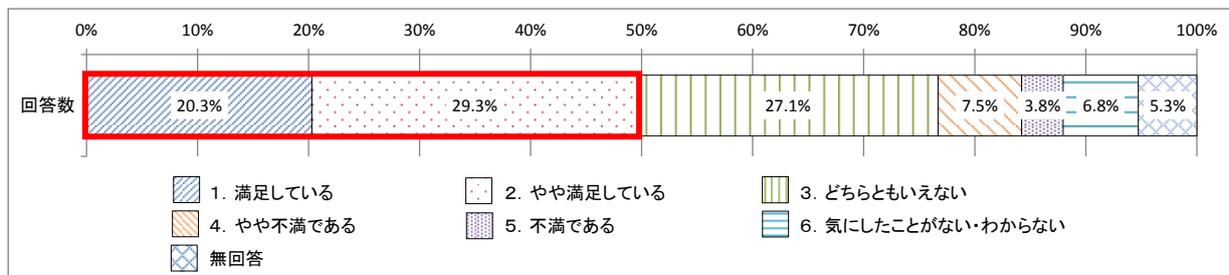
- 回答者の6割程度が月に1回程度以上都営バスを利用。週2~3回程度以上の日常利用は2割程度。
- 回答者の6割以上が都営バスの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。

設問3 【コミュニティバス「Bーぐる」】の状況について

1) コミュニティバス「Bーぐる」にはどのくらい乗りますか。n=314



2) 「Bーぐる」の乗り降りのしやすさ、案内のわかりやすさなどについて満足していますか。
n=133

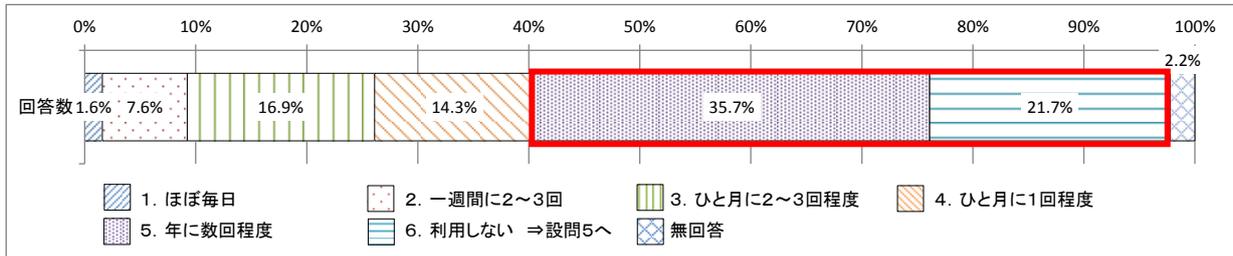


回答の傾向

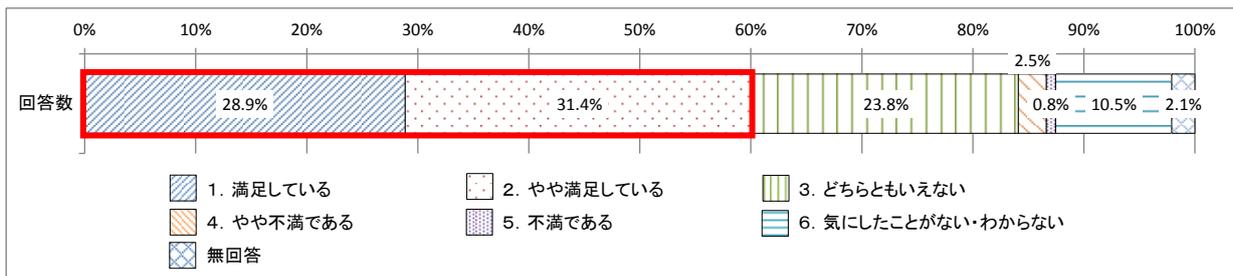
- 回答者の半数以上がB-ぐるを利用していない。週2~3回程度以上の日常利用は約4%。
- 回答者の半数程度がB-ぐるの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。

設問4 区内を運行する【タクシー】の状況について

1) タクシーにはどのくらい乗りますか。n=314



2) タクシーの利用しやすさについて満足していますか。n=239



回答の傾向

- 回答者の半数以上がタクシーをほとんど利用していない。週2~3回程度以上の日常利用は約1割。
- 回答者の6割程度がタクシーの利用しやすさに満足している。

■公共交通に関する主な意見

鉄道について

- 階段・エスカレーター：階段が狭く危険を感じる／エスカレーターが少ない、途中までしかない
- エレベーター：出来て便利になった／無くて不便／ホームの端にあり、歩行距離が長くなる
- 案内：エレベーターや乗換の案内がわかりにくい／アナウンスを文字化してほしい（聴覚障害者）
エスカレーターの上り下り、通路の通行位置等が駅によってバラバラでわからない（視覚障害者）
- その他：ベビーカーで階段を利用するのが不便・危険／階段で風が強い／ホーム扉が出来て安心

バスについて

- 乗降：ノンステップバスは乗降しやすい／バスが停留所から離れて停車すると乗降しにくい
- 停留所：バス停に上屋が欲しい／電光掲示の運行情報があるのは良い
- 対応：着席する前に発車することがあり危険／利用者もお年寄りや子どもに優しくしてほしい
- その他：2人子どもがいるとベビーカー利用は難しい／ベビーカーの利用ルールを考えてほしい

コミュニティバス「B-ぐる」について

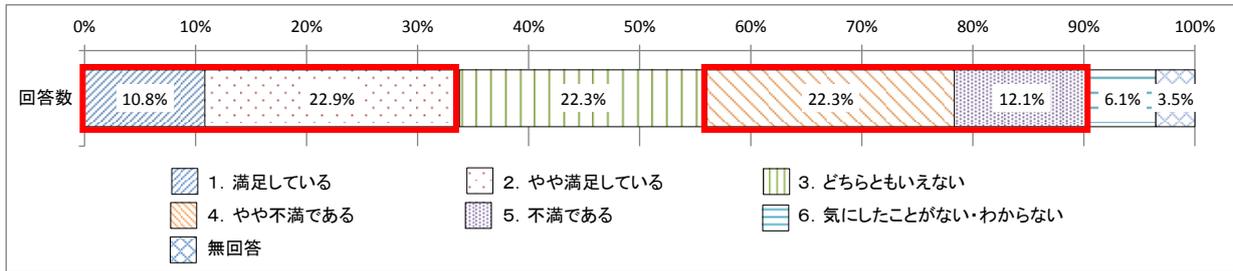
- 停留所：案内表示が小さく、バス停の位置がわかりにくい
- 車両：小さい車両なので、混雑時の車いすやベビーカー利用は難しく、気をつかう

タクシーについて

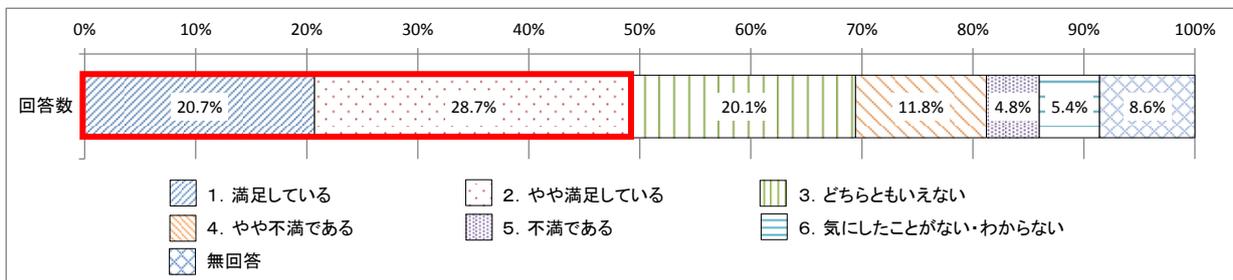
- 乗降場：タクシー乗り場が少ない／どこにあるのかわかりにくい
- 車両：足が不自由だと、乗降しにくい車両が多い／ワゴンタイプのタクシーを増やしてほしい
- 対応：運転手の対応は人によって違う（荷物やベビーカー・車いすの移動を手伝ってほしい）

設問5 区内の【道路】の状況について

1) ふだんまちを利用して、区内の【道路】について、歩きやすさに満足していますか。n=314



2) ふだんまちを利用して、区内の【信号機や横断歩道】について、安全性やわかりやすさに満足していますか。n=314



回答の傾向

- 道路への満足度は、満足している人と不満がある人がいずれも回答者の1/3程度であった。
- 回答者の半数程度が信号機や横断歩道の利用しやすさに満足している。

■道路や信号機、横断歩道等に関する主な自由意見

道路について

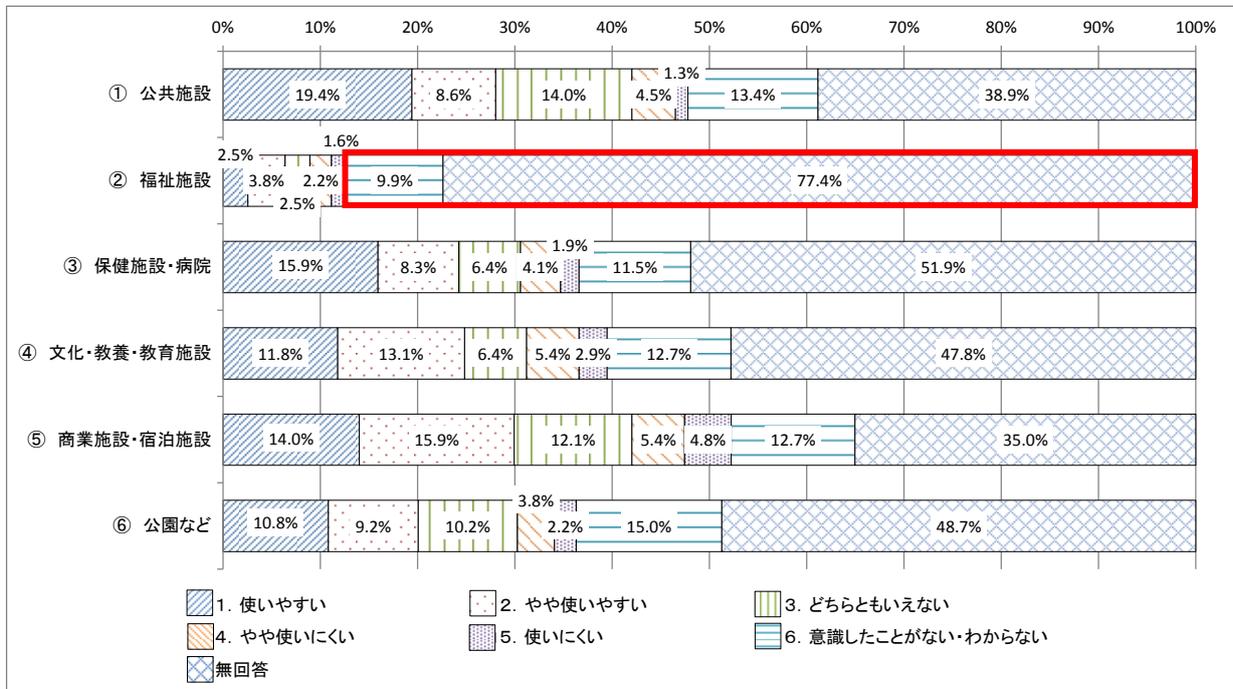
- 歩道が狭い箇所が多い
- 歩道の横断勾配が急な箇所がある
- 歩道と車道の段差が無くなるとうい
- 急な坂道が多く、ベビーカー利用者や高齢者が大変
- 工事後等、歩道の凹凸が気になる
- 歩行者と自転車の通行位置のルールがわかりにくい
- ゴミや放置自転車、商店の看板が道路を狭めていたり、視覚障害者誘導用ブロックに乗っている
- 自転車のスピードが速く、マナーが悪い人が多いので危険。利用者のマナー向上が必要

信号機・横断歩道について

- 音響式信号機が少ない、時間帯によってならないものもあり困っている（視覚障害者）
- 残り時間表示式信号機を増やしてほしい
- 青時間が短い信号機がある
- 横断歩道で人と自転車が混在していて危険を感じる

設問6 区内の【施設】について

1) 区内の【不特定多数の人が利用する主要な施設】は、高齢者・障害者などをはじめ、妊産婦や乳幼児連れ、けが人などさまざまな人にとって使いやすいと感じますか。あなたがよく利用する施設について、その施設の使いやすさやご意見をお答えください。 n=314



回答の傾向

- 全ての施設カテゴリで無回答が最も多く、意識したことがない・わからないと合わせると半数以上となる。バリアフリーについて特に意識せず生活している人が多い。
- 福祉施設では無回答が特に多く、高齢者・子育て支援施設などを日常的に利用する人は多くないことがうかがわれる。

■特に利用者の多い施設（10件以上）

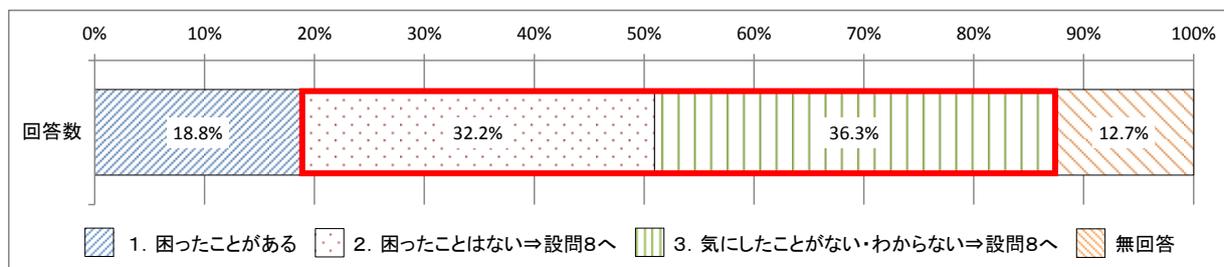
公共施設（窓口・集会）	文京シビックセンター（文京区役所）/小石川郵便局/区民センター
保健施設・病院	日本医科大学付属病院/東京大学医学部附属病院/順天堂大学医学部附属 順天堂医院/駒込病院/小石川東京病院/東京医科歯科大学医学部附属病院
文化・教養・教育施設	スポーツセンター/真砂中央図書館
商業・宿泊施設	東京ドームシティ/クイーンズ伊勢丹小石川店/オリンピック白山店/ 文京グリーンコート/ホテル椿山荘東京/ドン・キホーテ後楽園店
公園など	六義園/教育の森公園/小石川植物園/小石川後楽園/江戸川公園/ 新江戸川公園/大塚公園

■区内の施設に関する主な自由意見

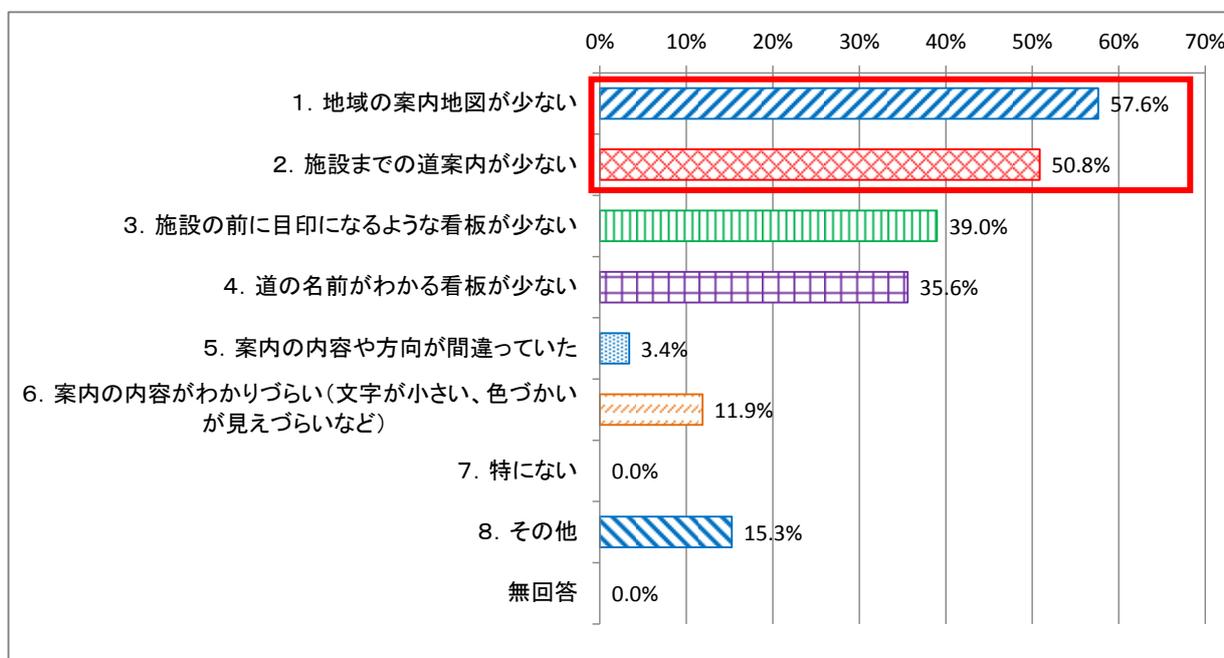
- シビックセンターはエレベーターなどが完備され、インフォメーションがあるので利用しやすい
- 古い施設は階段しかないので不便を感じる（児童館など）
- 案内係がいて親切にしてくれる（病院）
- 広いので車いす、ベビーカーでも利用しやすい（病院）
- トイレが古く、和式が多いので使いにくい（文化施設）
- ウォッシュレットがないトイレが多い（肢体不自由者）
- 通路が狭く、車いすでは通りにくい（図書館）
- エレベーターやベンチが多いので使いやすい（商業施設）
- インフォメーションに手話のできる人がいてほしい（聴覚障害者）
- 公園にだれでもトイレを増やしてほしい

設問7 案内地図・道案内・看板などの【公共サイン】について

1) 区内のみんなでする建物（区役所や図書館、体育館など）に歩いたり自転車で行こうとした時、場所がわかりにくくて困ったことはありますか。n=314



2) 場所がわからなくて困った理由は何ですか。n=59

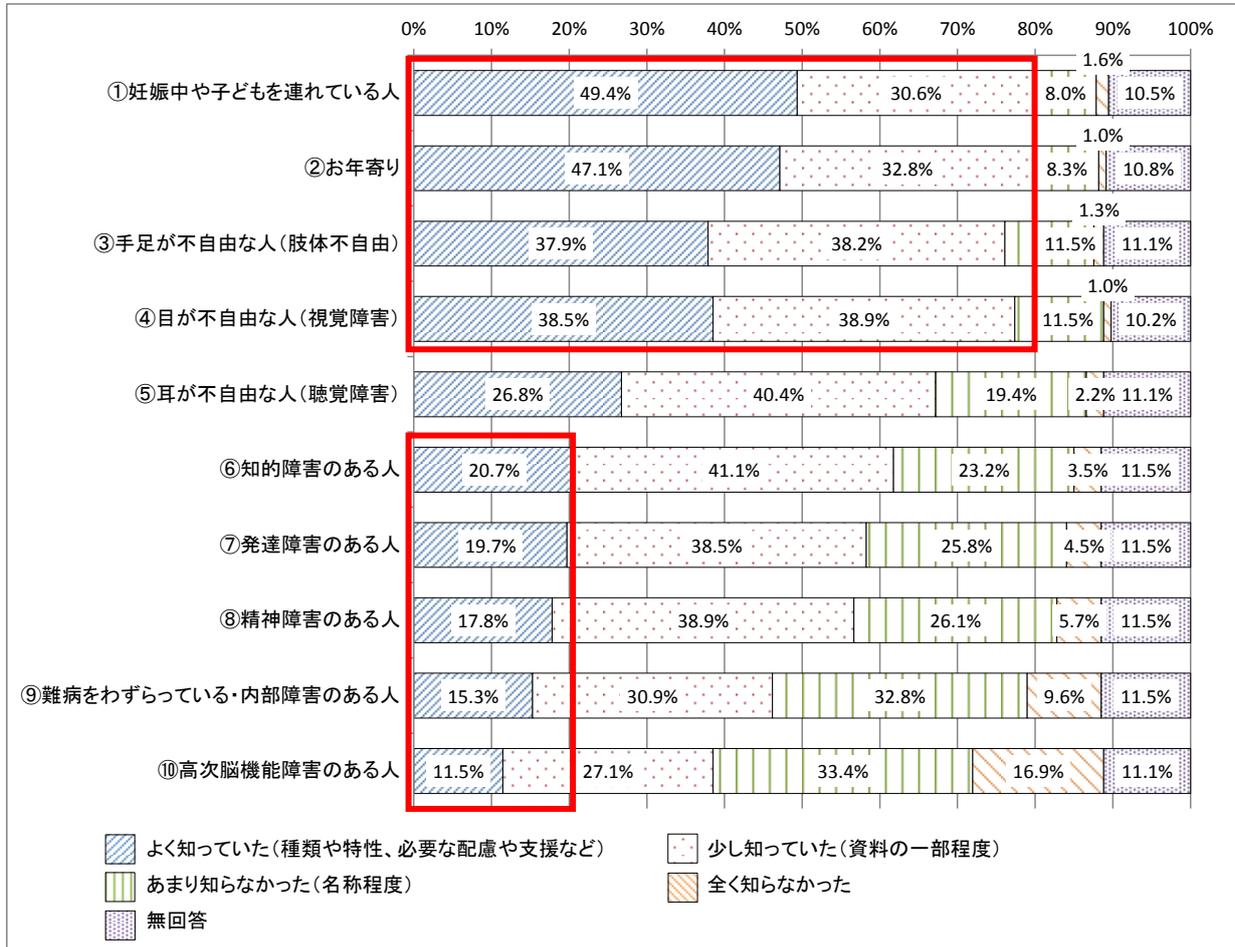


回答の傾向

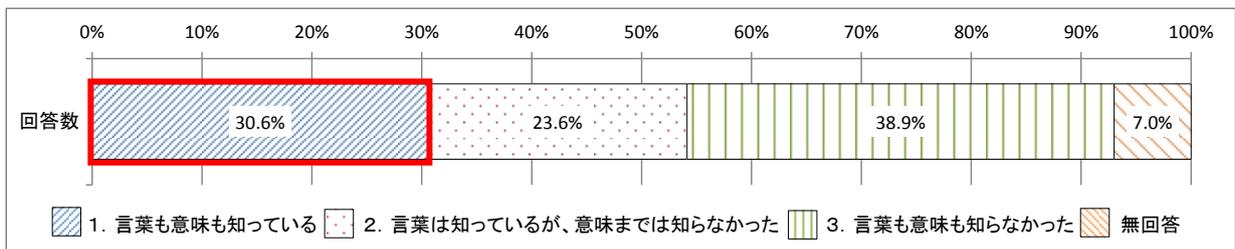
- 回答者の7割程度が困ったことはない、気にしたことがないと回答。
- 困った理由としては案内の少なさに関係するものが多い。

設問8 【心のバリアフリー】について

1) 同封する資料(心のバリアフリーパンフレット)を読んでお答えください。あなたはさまざまな障害のある人や配慮が必要な人について、どれくらい知っていましたか。n=314



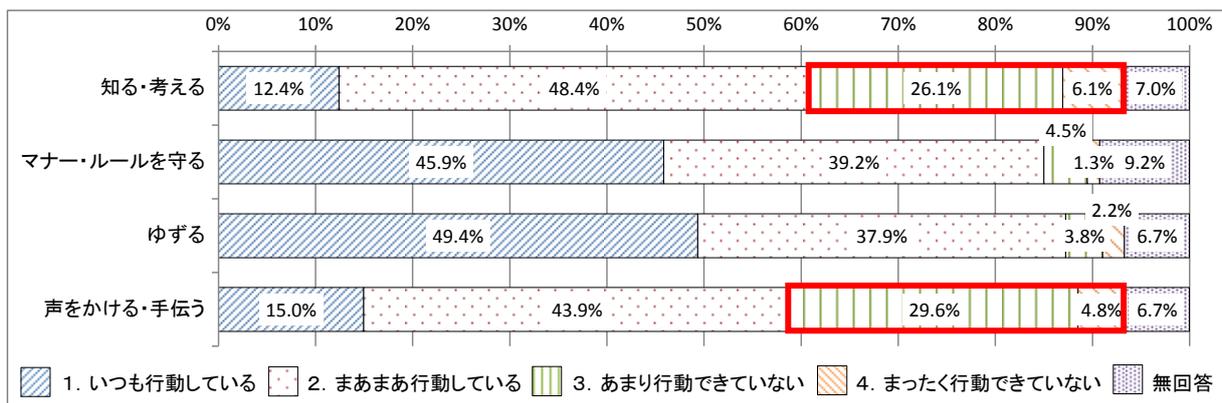
2) 「心のバリアフリー」について知っていましたか。n=314



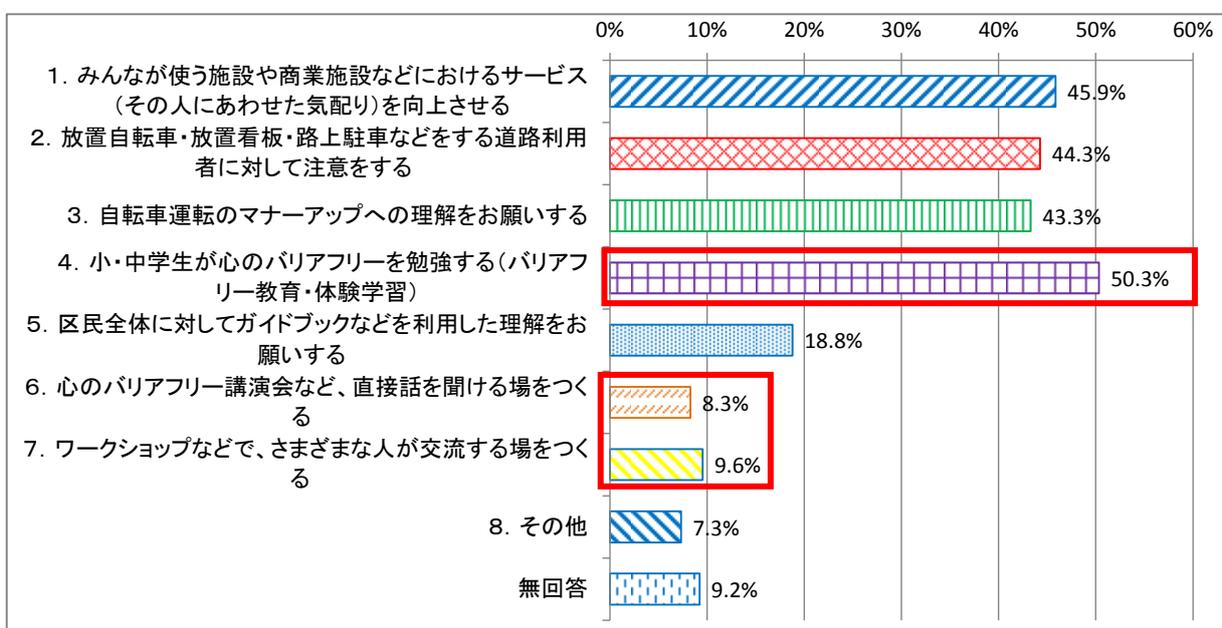
回答の傾向

- 妊娠・子ども連れ・お年寄りや目に見える障害の認知度(少し知っている)は8割程度と高い。
- 知的・発達・精神障害や難病・内部障害、高次脳機能障害について「よく知っていた」と回答した人は全体の2割程度以下であった。
- 回答者の3割程度が心のバリアフリーについて言葉も意味も知っていると回答。

3) あなたは「心のバリアフリー」を意識して行動していますか。n=314



4) 区全体で「心のバリアフリー」を進めるためには、どのような取組みが必要だと思いますか。n=314



回答の傾向

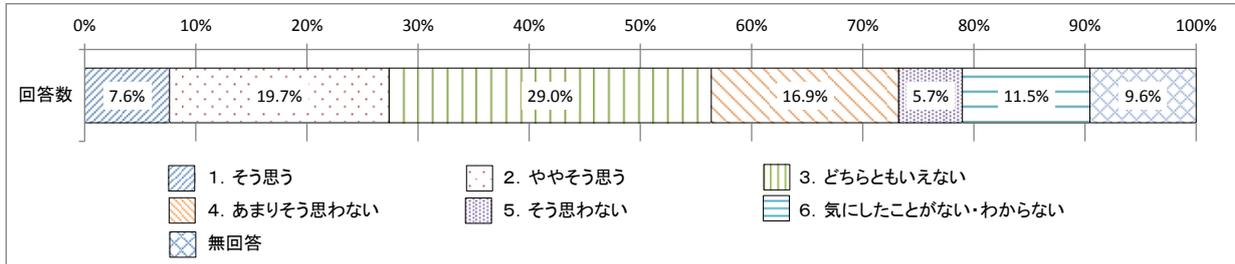
- 全ての項目で回答者の半数以上が心のバリアフリーを意識して行動している。
- 知る・考える、声をかける・手伝う行動について、3割以上が行動できていないと回答。
- 半数以上の回答者が子どもへの教育の場が必要としており、4割以上の回答者がサービス向上、自転車利用等への注意喚起、マナー向上が必要との認識がある。障害者等との対話・交流の必要性を認識している人は多くない。

■心のバリアフリーに関する主な自由意見

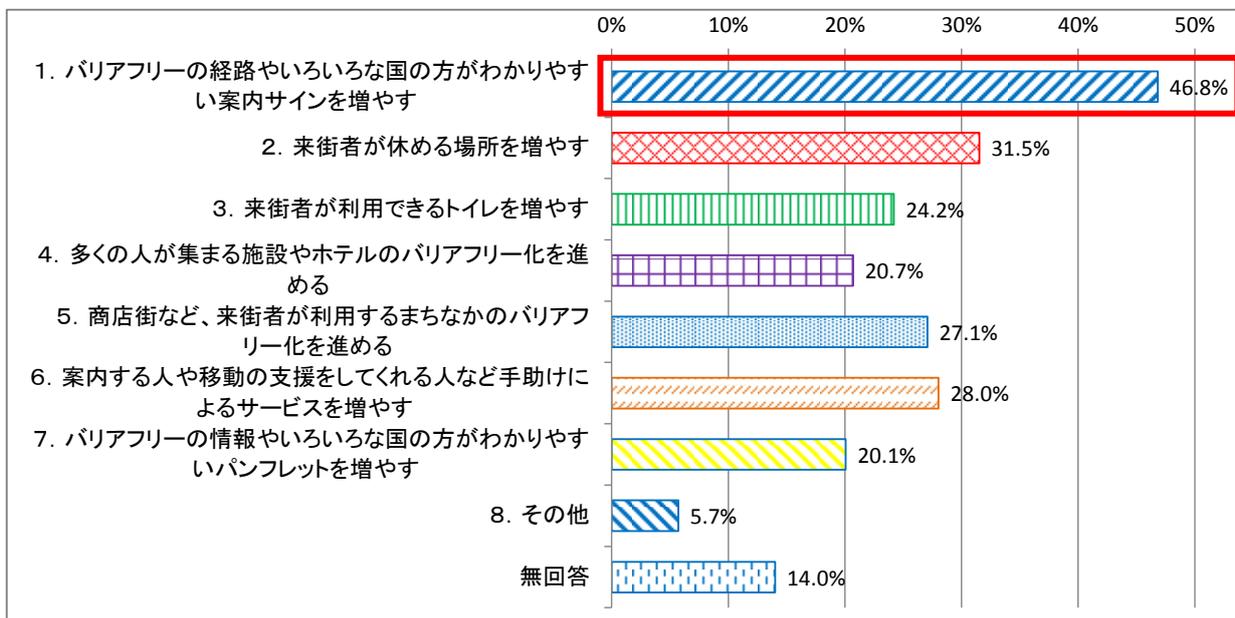
- 障害のある人に声かけをしてもことわられることがあり、どうすれば良いか迷う
- 自転車利用者のマナー向上や歩きスマホなどへの注意啓発が必要
- 公共の施設等では職員一人一人が意識して声をかける、手伝う事をしてほしい

設問9 【観光のバリアフリー】について

1) 区内は、高齢者・障害者・外国人などを含めたさまざまな来街者（観光などで来た人）にとってわかりやすく、安心して楽しめるまちになっていると思いますか。



2) 区の観光のバリアフリーを進めるためには、どのような取組みが必要だと思いますか。



回答の傾向

- ・「区内は来街者にとってわかりやすく安心して楽しめる」と感じている人、どちらともいえないと感じている人、そうでないと感じている人がそれぞれ2～3割であり、印象はさまざまである。
- ・必要な取組としては案内サインの増加を挙げる人が半数弱と最も多く、次いで休める場所、手助けによるサービス、まちなかのバリアフリー化推進を挙げる人が3割程度であった。

■その他、バリアフリー全般に関する主な自由意見

- ・赤ちゃん連れに授乳、オムツ替えの出来るスペースを増やしてほしい
- ・以前より車いすで外出される方が増えたのは良い傾向
- ・バリアフリーに対する広報が少ないと感じる
- ・ハード面だけでなく、取締りや規制も必要
- ・オリンピックが近づいて外国の方も多く来るので皆気持ち良く出来る町が良い
- ・坂が多い地域なので子育て世代やお年寄りに優しい社会になってほしい
- ・バリアフリーと共にサービスやボランティアの支援も増やしてほしい

参考6 まち歩きワークショップの実施概要と主な意見

開催日程

日時：平成27年7月15日（水） 13時30分～17時30分

会場：文京シビックセンター 21階 2102会議室

プログラム

項目	時間	内容
1.開会・説明	13:30 (15分)	○開会挨拶 ○区のバリアフリーの取組紹介 ○本日の目的及び進め方の説明
2.現地確認	13:45 (15分)	○参加者自己紹介 ○班ごとの検証テーマ、現地確認ルートの確認 ○現地確認の出発準備
	14:00 (110分)	○現地確認
(休憩)	15:50 (10分)	
3.意見交換	16:00 (60分)	○各班で意見交換
4.閉会	17:00 (20分)	○各班からの報告 ○今後のスケジュール ○閉会挨拶

参加者数

27名（交通事業者及び事務局を除く）

テーマと検証経路・施設

検証テーマ	検証経路・施設等
鉄道駅周辺のバリアフリー	・東京メトロ御茶ノ水駅・JR 御茶ノ水駅 等
道路のバリアフリー	・白山通り・外堀通り・文京区道
建築物のバリアフリー	・湯島地域活動センター・シビックホール・東大病院 等
都市公園のバリアフリー	・小石川後樂園・後楽公園

まち歩きワークショップでの主な意見

(○：良い点、△：悪い点・改善点)

検証テーマ	検証項目	意見内容
鉄道駅周辺の バリアフリー	出入口・通路	△出入口をもう少しわかりやすくしてほしい。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	ホーム	△座れるところ(ベンチ)が少ない。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	エレベーター	△基準は満足していても、車いすのタイプによっては、エレベーターの広さが十分でないものがある。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	案内	△エレベーターの案内が不十分である。(東京メトロ御茶ノ水駅) △駅構内に音声案内がもっとあっても良い。(東京メトロ御茶ノ水駅)
	全体	△視覚障害者誘導用ブロックのメンテナンスが不十分である。(東京メトロ御茶ノ水駅)
道路の バリアフリー	幹線道路	○歩道と車道の段差が2cm程度の歩道が良い。(千代田区内茗溪通り) △凹凸のある歩道は転倒の原因となり、危険である。(御茶ノ水駅乗換経路) △歩道や公開空地などに日陰とベンチがほしい。(外堀通りなど)
	生活道路	△目地幅の大きい舗装や樹木の根上がり、マンホールの段差等は危険である。 △ガードレールと放置自転車が歩道の幅員を狭くしている。
	交差点	○歩道の縁石にUDブロックが用いられており、車いす使用者でも移動しやすい。 △エスコートゾーンがない横断歩道が多く、特に幅員の広い道路では危険に感じる。(視覚障害者) △音声案内や残り時間表示式の信号機を増やしてほしい。 △青時間の短い信号機が多い。
	坂道	△手動の車いすだと急な坂道を下るのは危険である。(外堀通りから北に入る坂道)
	歩道橋	△ラクーアの敷地入口から後樂園駅前歩道橋へのエレベーターへの動線に視覚障害者誘導用ブロックがあると良い。 △階段部に手すりや視覚障害者誘導用ブロックがあると良い。(後樂園駅前歩道橋) △スロープが長い時は、途中で休めるところがあると良い。(後樂園駅前歩道橋)
	バス停	△バスの行先案内の英語表示がほとんどない。
	案内	△バス停の場所がわかる案内が少ない。
	全体	△視覚障害者誘導用ブロックが剥がれている箇所が多いため、メンテナンスを行い、連続性を持たせてほしい。 △音声ガイドを全般的に増やすべきである。

検証テーマ	検証項目	意見内容
建築物の バリアフリー	敷地内通路	△タクシーやバス降車場から病院入口までの案内が不足している。案内してくれる人を配置するか、視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。(東大病院)
	建物内通路	○院内の通路が広くて移動しやすい。(東大病院)
	受付・窓口	△呼出受信機の音がなくても、画面の文字が見えないのでどこに行けば良いのかわからないため、読み上げ機能などがあると良い。(東大病院)
	トイレ	△一般トイレにも手すりしてほしい。(湯島地域活動センター)
	案内	△トイレ前に音声案内を設置してほしい。(東大病院) △各階の案内板がもっと大きくても良い。(東大病院)
	人的対応	○笑顔で対応しており接遇が良い印象である。(湯島地域活動センター)
	その他	○磁気ループ対応している。(シビックホール) ○出入口に車いすや歩行車の貸出が多く備えられていて良い。(東大病院)
	建築物全般	△公共性の高い施設は、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内などの設置方法を統一してほしい。 △エレベーター内に閉じ込められるなどの緊急時に、耳の聞こえない方でも状況を把握し外部とやりとりができるモニター等があると良い。 △道路から施設へ視覚障害者誘導用ブロックで誘導をしてほしい。
都市公園の バリアフリー	園路	○出入口に車いすマークがあり、公園内を取り囲むように舗装された園路がある。(後楽公園) △砂利道が歩きにくい。(小石川後楽園)
	トイレ	○非常時に外に知らせるフラッシュライトがあって良い。(後楽公園)
	休憩施設	△ベンチが少ない。(後楽公園) △日影が少ない。(後楽公園)
	案内	△トイレの案内板はあるが、視覚障害者対応ではない。音声案内があると良いが騒音問題もあるため、シグナルエイド対応になると良い。(後楽公園)
	出入口	△出入口に視覚障害者誘導用ブロックがあると良い(段差のある入口を含む)。(後楽公園)
	受付・人的対応など	○砂利道用の車いすが貸し出されており、乗り心地・押し心地も良い。(小石川後楽園) △受付で障害者割引などの障害者向けの情報をわかりやすく表示してほしい。(小石川後楽園) △耳マークや筆談対応の案内がない。(小石川後楽園)

参考7 地域懇談会の実施概要と主な意見

開催日程

日時：平成27年7月27日（月） 13時30分～15時30分

会場：文京シビックセンター 21階 2103、2104会議室

プログラム

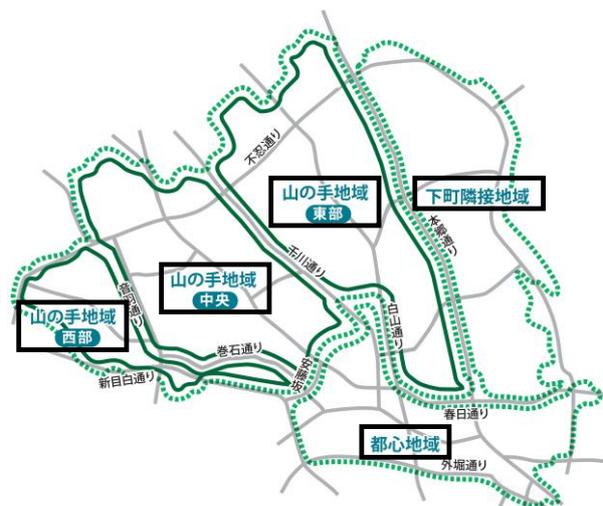
項目	時間	内容
1.開会・説明	13:30 (15分)	○開会挨拶 ○区のバリアフリーの取組紹介 ○本日の目的及びプログラム
2.懇談	13:45 (15分)	○参加者自己紹介 ○地区の特徴、懇談の進め方の説明
	14:00 (75分)	○テーマごとに懇談 ＜主なテーマ＞ ①区内でよく利用する施設・経路と、バリアフリー上の課題・改善策 ②地区のバリアフリー化を進めるために特に重要なこと ③その他、日常生活の中で感じていること 等
	15:15 (10分)	○模造紙の整理 ○まとめ
3.閉会	15:25 (5分)	○今後のスケジュール ○閉会挨拶

参加人数

46名（学識経験者及び事務局を除く）

地域区分

『文京区都市マスタープラン』に示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）について4班に分かれて懇談しました。



地域区分図

（資料：文京区都市マスタープラン）

地域懇談会での主な意見

(1) 都心地域

項目	意見内容	
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・シビックセンターはエレベーターホールでエレベーターを待っている際に、エレベーターが何階にあるかわからない。エレベーターを待つ時間が長いので、表示などがあった方がよい。 ・区民センター（改修中）横の歩道が狭く、その歩道上に区民センターを利用する自転車が放置されたり荷捌き車両が乗り上げて駐車しており歩道が利用できない。 ・湯島総合センターの近くは坂が多く高齢者にとっては利用しづらい。 ・メトロ・エム後楽園には車いす用のトイレがなく、駅のトイレを使うようにと言われたことがある。 ・都営三田線春日駅からシビックセンターに行くルートが複雑でわかりにくい。 ・東京メトロ御茶ノ水駅にはエレベーターはあるが利用者が多く、病院も近く高齢者が多いことからエスカレーターがあるとよい。 	
地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> ・千川通りは舗装の凹凸などがひどく、杖先がはまり先端のゴムが外れるなど管理状態が悪い。 ・春日町交差点は歩行者用の青信号が短くお年寄りでは渡りきれない。 ・吉岐坂下交差点は横断歩道が斜めに設けられており、視覚障害者が渡るときは危険であり利用を避けている。エスコートゾーンが必要である。 ・ラクーア～東京ドーム～後楽園駅では車いすはラクーアからまわることになるが、経路が複雑でわかりにくい。 	
地域全体	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・坂道も多いので、もっと街中にベンチを置いた方がいい。 ・視覚障害者誘導用ブロックをどの道にもつけてほしい。 ・視覚障害者誘導用ブロックが車いす使用者や高齢者にとっても通行しづらい要因となっているため、大きさをもう少し小さくするなどできないか。
	信号機など	<ul style="list-style-type: none"> ・信号に残り時間表示があるとわかりやすい（視覚情報が頼りの聴覚障害者にとっても必要）。
	心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターの右空けの習慣は、片麻痺の人にとっては困る。最近案内されているようにエスカレーターの利用時のマナー向上が必要である。 ・自転車が歩道を走っており危険である。目の不自由な人にとっては白杖が巻き込まれるなどの事故が起きている。自転車が安心して車道を走れるようにした方がいい（自転車レーンなど）。

(2) 下町隣接地域

項目	意見内容
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・根津神社のつつじ祭りに行きたいが、階段や石畳などがあり、車いすで行くことは難しい。トイレの場所も、車いすでは行くのはほぼ不可能である。
地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> ・不忍通り沿いの歩道は狭く、真ん中に電柱が立っていたり、勾配があるため車いすでは通りづらい。また、音声ガイドがないため、視覚障害者にとっても歩きづらい。 ・千駄木駅周辺の不忍通りは自転車の駐輪が多い。また、歩道が狭く、勾配（車道側へ斜めに傾いているなど）もあるため通りづらい。 ・不忍通りの裏道は比較的通りやすいが、買い物等をするには表通りに入るしかないため、幹線道路沿い等の大きな通りのバリアフリー化をしてもらいたい。

項目	意見内容	
地域全体	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停や電柱、自転車や車の駐輪・駐車などが、歩行や車いすでの通行を妨げている場所が多い。 ・坂道や勾配など歩道自体を改善することは困難かもしれないが、せめて、幹線道路沿いや坂道沿いを中心にベンチなどを点在させ、途中で休憩できる空間を整備してもらえると助かる。
	案内	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄での案内（車両事故等の緊急時の情報）は、放送だけでなく文字での情報もほしい。
	心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難について、どのように行動すればよいかわからず、不安である。避難所での生活においても、障害について周囲の理解が得られるか不安である。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからあいさつしてくれるのはうれしい。

(3) 山の手地域東部

項目	意見内容	
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・千石駅のA1出口は、階段が急で歩きにくい。 →エレベーターかエスカレーターがあると便利である。 →エレベーターのあるA5出口の正面に横断歩道があると良い。 	
地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> ・不忍通りは、歩道が狭いので拡幅してほしい（全体的に歩道が狭い）。 ・千石の商店街は、歩道いっぱいに商品を陳列して危ない。歩道上にはモノを置かないようにしてほしい。 ・旧白山通りの東洋大学周辺は、学生が多く、携帯や友達同士の話に夢中になっていて、ぶつかることが多く、危険である。また、歩道の舗装が粗く、車いすやベビーカーのタイヤが引っかかる。 ・補助178号線（白山上と白山下を結ぶ旧白山通り）は、歩道が狭く人が多いうえに、放置自転車が多数。白山上交差点・白山下交差点は、交差点のつくりが複雑で視覚障害者にはわかりづらい。エスコートゾーンを設置するなど横断歩道の方向がわかるようにしてほしい。 ・菊坂は歩道が狭く、車いすは車道を通行するしかない。上の道と下の道を結ぶ階段に手すりがついて便利になった。 	
地域全体	大通り	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には歩道の拡幅が望ましいが、短期的な取組も進めてほしい。 →凹凸の解消など歩道の部分改修。 →歩道上にモノを置かないなどやさしいまちづくりの推進。 →電柱を移設する、信号を長くするなどの事業者側の配慮。
	生活道路	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所通りは「コミュニティ道路」として整備され、非常に歩きやすくなった良い例である。他の道路でも展開してほしい。
	信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・大通り（本郷通り、白山通りなど）は、横断歩道が長くて時間内に渡りきることができないので、青時間を長くしてほしい。
	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの運転手によって乗降のしやすさが異なる。バスの正着や二ーリングを徹底してほしい。
	案内	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設は大通りから一本中に入った細道に面していることが多く場所がわかりづらい。 →大通りから細道に入る交差点部に音の案内を設置（盲導鈴、シグナルエイドで反応する設備など）。 →大通りから細道に入る交差点部に案内板を設置。 →施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者のマナーが悪い。 ・区役所にバリアフリーのワンストップ窓口を設置してほしい。また、区民意見への対応が可視化できるようにしてほしい。 ・バリアフリーの報告会を毎年度実施するなど、継続的な取組をしてほしい。 	

(4) 山の手地域中央・山の手地域西部

項目	意見内容	
施設	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川橋駅はエレベーター設置が進んでいるが、エスカレーターが途中で終わってしまうので、高齢者は困っている。 	
地点・路線	<ul style="list-style-type: none"> 坂下通りは歩道が狭く勾配がついている。 春日通りと音羽中学校前通りの交差点は、三叉路であり信号が変則的である。子どもが多く使うが、右折専用信号が短すぎて危険である。また、車止めが低すぎて視覚障害者がつまずく。 音羽中学校前通りは坂道が急で歩道が狭いので、身体能力が落ちている知的・精神障害者はすれ違いが怖いときがある。 音羽通りの交差点は利用が多く、枝道の歩行者がたまってしまっているため危険である（盲学校への動線でもある）。 跡見学園裏の通りは電柱の位置が悪く歩いているとぶつかる。（視覚障害者） 地藏通りの商店街は自転車が走り抜けるので怖い。 	
地域全体	歩道整備	<ul style="list-style-type: none"> 急すぎる坂は雨の日に滑るので、滑りにくい舗装などに配慮してほしい。
	信号機など	<ul style="list-style-type: none"> 高齢になった知的・精神障害者などは、広い道路では信号が青の間に渡りきれずに横断が苦痛になっている。
	マナー	<ul style="list-style-type: none"> 通学路では子どもの通学マナーが悪く、狭い道で譲りあいできていない。
	案内	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者は視覚情報が頼りなので、目で見えてわかる情報をまちなかに増やしてほしい。 案内サインの盤面などでは、色覚障害の人に配慮し、色だけでなく形の違いで情報を説明してほしい。
	地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 文京総合福祉センターや盲学校を有する地域であり、多数の障害者等が利用しているため、江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター周辺のバリアフリーは重点的に取り組む必要がある。

参考8 心のバリアフリーワークショップの実施概要

開催日程

日時：平成27年11月15日（日） 10時00分～16時00分

会場：文京総合福祉センター1F（文京総合福祉センター祭り）

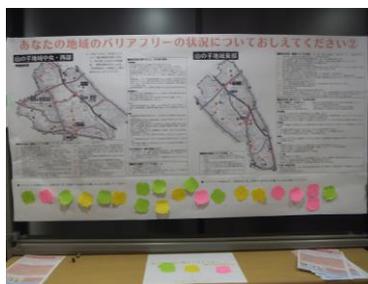
実施内容

障害者基幹相談支援センター主催の「障害体験スタンプラリー」内において、以下を実施しました。

- ・地域懇談会の結果のパネル展示・意見募集 意見数 25
- ・「心のバリアフリーの木」の作成 意見数 77（うち体験の感想 51）



ハートやりんごのふせんに、障害体験で気づいたことや心のバリアフリーの意見を記入（心のバリアフリーの木）



地域懇談会のまとめを掲示し、ワークショップ参加者による意見をふせんで追記



障害体験スタンプラリーでは、左記のほか、高齢者・障害者（視覚障害、車いす、統合失調症、AD/HD）の疑似体験や当事者による講演、手話教室などを実施

主な意見（心のバリアフリーの木）

項目	意見内容
経験した心のバリアフリー	・ベビーカーで電車を降りる時、いつも近くの人が手伝ってくれる。
心がけている心のバリアフリー	・バス内や電車内で高齢者に席を譲った。 ・困っている人がいたら声を掛ける。お手伝いが出来たら気持ちも軽やかになる。
あるといいと思う心のバリアフリー	・押しつけがましくなく、ごく自然にできる社会が理想的である。 ・自分には遠いこととは思わずに、地域の取組として関わらないといけないと思った。
高齢者体験をして感じたこと	・視界が狭かったり見えづらいのに体が重かったりと色々な動作に時間がかかると思った。 ・老人は大変だと思った。席を譲ろうと思う。
視覚障害体験をして感じたこと	・初めて杖を持って視覚障害がどんなものかわかった。 ・点字ブロックはとてもよくできていると思った。また物があるととても困ることがわかった。
全体	・高齢者や障害者の方は本当に大変だと感じた。 ・もっと多くの人にこのような障害体験をしてわかってもらえる場を提供してほしい。

参考 9 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

(国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」を基に作成)

(1) 移動等円滑化の意義及び目標

移動等円滑化の意義	本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
移動等円滑化の目標	旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 →下表参照

(2) 施設設置管理者が講ずべき措置

適切な情報提供	視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
職員等の教育訓練	施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施へ的高齢者、障害者等の意見反映や参画を推奨

(3) 基本構想の指針

重点整備地区における移動等円滑化の意義	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調 作成した基本構想について、地域の高齢者、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨
---------------------	---

(4) 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

国民の責務	国民が、高齢者、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示
-------	---

表 各施設などの整備目標

		H32年度末までの目標(全国値)
鉄軌道	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	<ul style="list-style-type: none"> 優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none"> 約70%
バス	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス リフト付きバス等 約70%(リフト付きバス等を除く) 約25%
タクシー	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none"> 約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	<ul style="list-style-type: none"> 原則100%
都市公園	移動等円滑化園路	<ul style="list-style-type: none"> 約60%
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 約60%
	便所	<ul style="list-style-type: none"> 約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 約70%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	<ul style="list-style-type: none"> 約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 原則100%

用語集

あ	愛の手帳	東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付するもの。障害の程度によって、1度から4度に区分される。
あ	アクセス	目的の場所などを利用するために接近すること。
い	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）
い	移動等円滑化基準	バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。
い	移動等円滑化の促進に関する基本方針	バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
え	エスコートゾーン	視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。
お	オストメイト	人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
お	オストメイト対応設備	トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。
か	ガイドライン	国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。
か	回遊性	地域内などにおける複数の目的地相互の、行ったり来たりしやすいさ。
き	輝度	ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。
き	QRコード	白と黒の四角で構成された模様の2次元コード。携帯電話やスマートフォンなどで読み取ることで文字情報やURL（ウェブページのアドレス）などのデータを読み取ることができる。
く	グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。
け	経過時間表示式信号機	信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。
け	建築物バリアフリー条例（東京都）	「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年施行、平成18年改正）の通称。バリアフリー法第14条第3項の規定により、都内の建築物に対しバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っている。

こ	交通政策基本法	平成 25 年 12 月 4 日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。
こ	交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、区市町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の枠組みを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合、拡充された。
こ	合理的配慮	障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。
こ	高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。
こ	心のバリアフリー	高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。
こ	コミュニケーション支援ボード	障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。
こ	コミュニティ道路	人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、シグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。
こ	コミュニティバス	従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。
さ	サイン	道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。
し	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅の密集地域や住宅、店舗及び工場などが混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
し	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。
し	施設設置管理者	公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。
し	自転車走行空間整備	自転車が安全に走行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。
し	自転車ナビマーク	自転車の安全な通行を促し、自転車利用者等に自転車の通行動線を知らせる青色の矢羽根型等法定外表示のこと。

し	自転車レーン	自転車専用通行帯。道路交通法第63条の3の規定により、車両通行帯のうち、自転車が通らなければならない、また軽車両以外の車両が通行してはならない車両通行帯のこと。道路標識や路面標示で通行の区分が指定されている。
し	社会的障壁	障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。
し	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。
し	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定、平成28年4月1日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。
し	障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年施行）の通称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。
し	触知（案内）図	視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。
し	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、1級から6級がある。
す	スパイラルアップ	計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
せ	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された障害者手帳。一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障害の程度により1級から3級がある。
せ	（バスの）正着	バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
た	多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

た	段鼻	階段の踏み面の先端部。
と	東京都福祉のまちづくり条例	平成21年3月改定。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。
と	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物又はその部分。
と	特定事業	バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業及び都市公園特定事業をいう。
と	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。
と	特定事業計画	バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。
と	特定旅客施設	旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他政令で定める要件に該当するもの。政令では、一日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であることを要件としている。
と	特定路外駐車場	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
と	特別支援学校	学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。
に	ニーリング	バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。
に	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域で見守る応援者。講師役である「キャラバン・メイト」が、地域住民や職域団体・学校等を対象に、認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるか等を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を随時開催している。

の	ノンステップバス	乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。
は	ハード・ソフト	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。
は	ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。一定規模以上の特別特定建築物の新築などにおける基準適合義務などを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。
は	パブリックコメント （＝意見公募）	行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。
は	バリアフリー	障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。
は	バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。
は	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日施行。
は	バリアフリールート	障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。
ひ	PDCA サイクル	⇒「スパイラルアップ」の項を参照。
ひ	ピクトグラム	「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。
ひ	福祉タクシー	道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
ひ	「文の京」外国人おもてなし隊育成事業	日常生活の中で、区内の観光地やお店、街中などで困っている外国人に対し、積極的に声をかけ外国語で案内等をするとともに、日本のおもてなしの心を伝えていくボランティアを育成する事業。
ひ	文京区基本構想	区の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本区行政の最も上位に位置する総合計画。平成22年6月に「文京区基本構想（歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）」が策定された。
ひ	文京区 都市マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成8年に策定し、平成22年度に改定したもので文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりのビジョンを示したもの。

心	文京区福祉環境整備要綱	昭和 60 年施行、平成 14 年改正。ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者等が区内の公共的性格を持つ建築物、道路、公園などを容易に利用できるようにするため、これらの施設の整備基準を定めたもの。
ほ	ホームドア・可動式ホーム柵	駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。
ゆ	ユニバーサル社会	年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。
わ	ワークショップ	一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。

文京区バリアフリー基本構想

平成 28 年 3 月策定

発行／文京区

編集／都市計画部

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111（代表）

地図の作成にあたっては東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 23 年度版）を使用した。
（承認番号 MMT 利許第 23081 号-31）無断複製を禁ずる。

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G0215032

頒布価格 1,080 円